

査書、数量調査書に基づく概算書の作成業務の追加業務化——の3点を要望した。

依頼度の考え方見直しについては、委託する業務内容と當繪部がインハウスで実施する業務内容と責任範囲をあらかじめ明確に区分し、受注者に明示するよう求めた。

依頼度をめぐっては、複数の自治体で根拠のない値切りが横行しており、日事連は、「ある県では、工事費の価格に応じた依頼度区分が設定されている、機械的に差引きられるという実態もある」と指摘している。

図面目録に基づく算定方法に対しては、適用範囲を一般的な実施設計ではなく、修繕工事の設計や建物現況調査などに限定するよう求めている。数量調書などの概算書は公共発注の業務報酬適正化を図ることが重要な間には標準的業務に含まれておらず、修繕工事の設計や建物現況調査などに間に影響が大きい。まず建築の要領でも追加業務に見直すべきとしている。今回の要望について、

日事連の三栖邦博会長は「国の発注は自治体民間に影響が大きい。まずは公共発注の業務報酬適正化を図ることが重要なとの考えを示した。

## 建築3団体

# 交易な値切り抑制を

## 「依頼度」明確化など要望

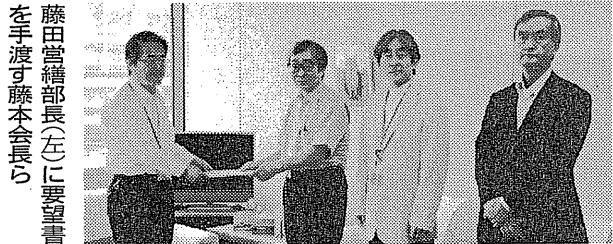
日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、日本建築家協会は

17日、公共建築の適正な業務報酬算定に向け、「官庁施設の設計業務等

積算要領」の改善などを国土交通省に要望した。

本来の業務委託費から発注者側の作業相当額を差し引く「依頼度」については、地方自治体などの業務委託時に拡大解釈され、安易な値切りを助長しているケースもある」とから、発注者がインハウスで実施する業務内容の明確化などを求める。

3団体によると、要望を受けた同省の藤田伊織官房官戸當繪部長は、全



藤田當繪部長(左)に要望書を手渡す藤本会長(右)

建設通信

2008.7.18